

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに
目次中 基準（第二百六条―第二百十条）

第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービス
に関する を 基準（第二百六条―第二百十条）

第十七節 雑則（第二百十条の二）

に、 「第三款 運営に関する基準（第二百十九条―第二百六十九条）」

「第三款 運営に関する基準（第二百十九条―第二百六十九条）」
を 第三節 雑則（第二百六十九条の二）

に、 「第九節

多機能型に関する特例（第三百五十六条―第三百五十八条）」を
第十節 雑

機能型に関する特例（第三百五十六条―第三百五十八条）
則（第三百五十八条の二） に、 「第三百七十六条

の二」を「第三百七十六条の三」に、「第三百九十二条の二」を「第三百九十二条の三」に、「第二節 設備及び運営に関する基準（第三百九十五条―第四百三十七
条）」を 「第二節 設備及び運営に関する基準（第三百九十五条―第四百三十七
条）」を 第三節 雑則（第四百二十八条）
に改める。

第二百十条第一項中「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」の下に「又は特例訓練等給付費」を加える。

第三章に次の一節を加える。

第十七節 雑則

（電磁的記録等）

第二百十条の二 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができると記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第二百六十九条の二、第三百五十八条の二、第三百七十六条の三、第三百九十二条の三及び第四百三十八条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第二百二十三條、第四百九条、第四百四十九条の四、第五百五十九条、第五百五十九条の四、第四百七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百二十三條、第四百四十九条、第四百四十九条の四、第五百五十九条、第五百五十九条の四、第四百七十二条、第四百八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十、第二百一条の十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第四百条第一項（第二百一条の十及び第二百一条の十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を含む。以下同じ。）によることができる。

第四章に次の一節を加える。

第三節 雑則

（電磁的記録等）

第二百六十九条の二 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他

これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第二百二十条第一項、第二百二十四条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

第五章に次の一節を加える。

第十節 雑則

（電磁的記録等）

第三百五十八条の二 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

第三百七十六条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第三百七十六条の三 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項及び第三百九十二条の三第二項において「説明等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

第三百九十二条の二の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三百九十二条の三 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第八章に次の一節を加える。

第三節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(第二百十条第一項の改正規定を除く。)の規定は、令和三年七月一日から適用する。